

令和6年5月27日

有限会社はびきのエル・エス 従業員採用試験実施案内

令和6年7月1日採用（予定）の有限会社はびきのエル・エス従業員採用試験を次の要領で実施します。

一. 職種・試験区分・採用予定人員・受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
調理職	若干名	平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人

二. 職務の内容

調理職……給食センター又はこども園での給食調理及びこれに付随する業務

三. 試験の実施方法

1. 試験

- (1) 日 時 令和6年6月9日（日）
受 付 午前8時30分から午前8時50分まで
試験開始 午前9時
- (2) 場 所 有限会社はびきのエル・エス
〒583-0861 羽曳野市西浦6-48
- (3) 試験方法 ①筆記試験
②面接試験

2. 合否の決定

上記試験の総合得点により決定します。ただし、これらのいずれかの試験において一定の得点（合格基準）に達しないときは、他の試験の成績にかかわらず不合格となります。

3. 合格発表

令和6年6月13日頃（予定）、合否にかかわらず本人に通知します。

四. 受験申込方法

1. 案内・申込書の請求

(1) 配布場所 有限会社 はびきのエル・エス 事務所
〒583-0861 羽曳野市西浦6-48

(2) 郵送で請求する場合

有限会社はびきのエル・エス宛に返信用封筒を必ず同封の上で請求してください。返信用封筒は、角型2号(A4サイズ)とし、140円切手を貼り、返信先の郵便番号・住所・氏名を明記してください。

(3) 当社ホームページから印刷する場合

<http://www.habikino-ls.net/campany/recruit/>にアクセスし、「採用情報」にあるPDFファイルを印刷してください。

申込書・受験票は、白色A4用紙を使用し、折り曲げたり、切り離したりしないでください。

申込書は両面、受験票は片面印刷してください。

(注) 印刷がうまくできない場合は、配布場所または郵送で請求して入手してください。印刷した申込書・受験票に不備がある場合、再度提出していただく場合があります。

2. 申込方法

申込書・受験票に必要事項を手書きで記入し、写真(最近3ヵ月以内に撮影した正面、脱帽、無背景、縦4.0cm×横3.0cmのもので裏面に住所、氏名を明記したもの。)を貼付し、提出してください。申込書と受験票には同じ写真を貼ってください。

3. 申込受付場所

【持参】有限会社 はびきのエル・エス 事務所

【郵送】角型2号封筒で「受験申込書在中」と朱書し、簡易書留郵便で
有限会社はびきのエル・エスまで郵送

4. 申込受付期間

【持参】令和6年5月27日(月)～令和6年6月7日(金)

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時30分までの間は除く。

【郵送】令和6年5月27日(月)～令和6年6月4日(火)

(6月4日消印有効)

5. 提出書類

申込書及び受験票(当社所定の様式に限る。)郵送での申込の場合は、受験票返信用封筒

※返信用封筒は長型3号とし、404円切手を貼り、返信先の郵便番号・住所・氏名を明記してください。

※書類に不備がある場合は受領しません。(郵送申込において、記載に不備がある場合には、お返しする場合がありますが、このために生じた申込遅延等については責任を負いません。(遅延申込の場合は受領せず返送します。))

※提出書類は採用に関する事務以外には使用しません。

※提出書類は一切返却しません。

五. 合格から採用まで

採用は、原則として令和6年7月1日以降に行います。採用日については、合格者の希望と当社の事情を考慮した上で決定します。

なお、受験資格がないこと及び受験申込用紙記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消します。

六. 給与・勤務条件等

1. 給与等（令和6年5月現在）

- (1) 初任給 191,408円 〈18歳、高校卒の例〉
262,640円 〈35歳、学校給食業務経験17年ありの例〉

※地域手当12%を加えています。

※採用前の職歴等に応じて初任給が加算されます。

- (2) 諸手当 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（6月、12月に支給）、超過勤務手当等

2. 勤務時間 午前8時00分から午後4時30分まで

ただし、業務の都合により変更する場合があります。

(実労働時間7時間45分)

3. 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

こども園勤務の場合は、土曜日を他の日に振り替える場合があります。

4. 休暇 年次有給休暇（法定どおり）

特別有給休暇（結婚、産前産後、忌引 等に有給で付与）

5. 社会保険 労災保険、雇用保険、全国健康保険協会、厚生年金保険

6. 福利厚生 従業員福利厚生会、羽曳野市勤労者互助会による給付等

※ その他、会社規程による。

